

令和2年5月12日

お客様各位

営業再開のお知らせ

平素は、当校をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

令和2年4月19日（日）及び令和2年5月5日（火）、本県の長崎知事より「緊急事態措置」として『外出自粛要請』『休業協力要請』が発出され、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、お客様と従業員の安全及び健康を守るため、臨時休業しておりましたが、令和2年5月12日（火）、山梨県知事より当業界団体に対し休業協力要請が解除されましたので、

令和2年5月13日（水）より営業を再開致します

引き続き新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じながら、お客様と従業員の安全及び健康を第一に営業をして参りますので、来校時のマスク着用及び検温のご協力をお願い致します。

尚、教習・講習の予約変更および教習期限・仮免許証期限等のお問い合わせにつきましては、当校ホームページ「お問い合わせメール」または「電話」、「来校時」に対応させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の早期終息を心からお祈り申し上げます。

湯村自動車学校